

平成29年第2回尾鷲市議会臨時会会議録

平成29年3月31日（金曜日）

○議事日程（第1号）

平成29年3月31日（金）午前10時開会

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程追加 | | 議員辞職の件 |
| 日程追加 | 発議第 1号 | 議会運営委員会補欠委員の選任について |
| 日程追加 | 選挙第 1号 | 紀北広域連合議会の補欠議員の選挙について |
| 日程追加 | 選挙第 2号 | 三重紀北消防組合議会の補欠議員の選挙について |
| 日程第 3 | 議案第29号 | 尾鷲市市税条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第30号 | 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第31号 | 平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の
議決について |
| 日程第 6 | 議案第32号 | 平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の
議決について

（提案説明、質疑、委員会付託） |
| 日程第 7 | 議案第29号 | 尾鷲市市税条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第30号 | 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第31号 | 平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の
議決について |
| 日程第10 | 議案第32号 | 平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の
議決について

（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第11 | 報告第 4号 | 専決処分事項について（損害賠償の額の決定）

（報告、質疑） |

○出席議員（13名）

1番 真井紀夫 議員

2番 内山鉄芳 議員

3番 中平隆夫 議員	4番 田中 勲 議員
5番 小川公明 議員	6番 濱中佳芳子 議員
7番 三鬼和昭 議員	8番 南靖久 議員
9番 榎本隆吉 議員	10番 高村泰徳 議員
11番 奥田尚佳 議員	12番 三鬼孝之 議員
13番 村田幸隆 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	林 幸 喜 君
市 長 公 室 長	大 和 勝 浩 君
総 務 課 長	下 村 新 吾 君
財 政 課 長	宇 利 崇 君
税 務 課 長	吉 沢 道 夫 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	濱 田 一 志 君
福 祉 保 健 課 長	三 鬼 望 君
木 の ま ち 推 進 課 長	内 山 真 杉 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	内 山 雅 善
事務局次長兼議事・調査係長	高 芝 豊
議 事 ・ 調 査 係 書 記	松 永 佳 久

〔開会 午前10時00分〕

議長（真井紀夫議員） おはようございます。

これより平成29年第2回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様には、大変お忙しい中、平成29年第2回臨時会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今回の臨時会には、「尾鷲市市税条例の一部改正について」を初めとする議案4件と「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」の報告1件を提出させていただきました。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

議長（真井紀夫議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、12番、三鬼孝之議員、13番、村田幸隆議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に、榎本隆吉議員から議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

榎本隆吉議員の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(真井紀夫議員) 御異議なしと認めます。よって、榎本隆吉議員の議員辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、榎本隆吉議員の退席を求めます。

(榎本議員 退席)

議長(真井紀夫議員) それでは、辞職願を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(真井紀夫議員) 以上、朗読のとおりであります。

お諮りいたします。

榎本隆吉議員の議員の辞職を許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(真井紀夫議員) 御異議なしと認めます。よって、榎本隆吉議員の議員の辞職を許可することに決しました。

この際、暫時休憩をいたしまして、総務産業常任委員会を開催していただき、総務産業常任委員会終了後、全員協議会を開きますので、よろしくお願いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

[休憩 午前10時04分]

[再開 午前10時25分]

議長(真井紀夫議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました総務産業常任委員会にて正副委員長の互選が行われ、その結果が届いておりますので、お知らせをいたします。

委員長には南靖久議員、副委員長には田中勲議員が選出をされましたので、御報告いたします。

次に、諸般の報告がございます。

発議第1号「議会運営委員会補欠委員の選任について」及び選挙第1号「紀北広域連合議会の補欠議員の選挙について」並びに選挙第2号「三重紀北消防組合議会の補欠議員の選挙について」を通知いたしますので、よろしくお願いたします。

お諮りいたします。

発議第1号「議会運営委員会補欠委員の選任について」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） 御異議なしと認めます。よって、発議第1号を日程に追加し、議題といたします。

事務局長をして、議案を朗読いたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（真井紀夫議員） お諮りいたします。

本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、ただいま朗読のとおり、中平隆夫議員を議会運営委員に指名いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中平隆夫議員を議会運営委員に選任することに決しました。

次に、選挙第1号「紀北広域連合議会の補欠議員の選挙について」を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） 御異議なしと認めます。よって、選挙第1号「紀北広域連合議会の補欠議員の選挙について」を日程に追加し、選挙を行います。

事務局長をして、議案を朗読いたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（真井紀夫議員） お諮りいたします。

ただいま朗読の選挙につきましては、その選挙の方法を地方自治法第118条第2項の規定による指名推選により行いたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は議長において指名いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名すること

に決しました。

それでは、紀北広域連合議会の議員には小川公明議員を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました小川議員を紀北広域連合議会の議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(真井紀夫議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、紀北広域連合議会の議員に当選されました。

ただいま紀北広域連合議会の議員に当選されました小川公明議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

次に、選挙第2号「三重紀北消防組合議会の補欠議員の選挙について」を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(真井紀夫議員) 御異議なしと認めます。よって、選挙第2号「三重紀北消防組合議会の補欠議員の選挙について」を日程に追加し、選挙を行います。

事務局長をして、議案を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(真井紀夫議員) お諮りいたします。

ただいま朗読の選挙につきましては、その選挙の方法を地方自治法第118条第2項の規定による指名推選により行いたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(真井紀夫議員) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は議長において指名いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(真井紀夫議員) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、三重紀北消防組合議会の議員には南靖久議員を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました南靖久議員を三重紀北消防組合議会の議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(真井紀夫議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました

とおり、三重紀北消防組合議会の議員に当選されました。

ただいま三重紀北消防組合議会の議員に当選されました南靖久議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

次に、日程第3、議案第29号「尾鷲市市税条例の一部改正について」から日程第6、議案第32号「平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」までの計4議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました4議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、今回提案しております議案第29号「尾鷲市市税条例の一部改正について」から議案第32号「平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」までの4議案について御説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

議案第29号「尾鷲市市税条例の一部改正について」につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が、本年4月1日に施行されることに伴い、同条例の一部を改正するものであります。

次に、10ページをごらんください。

議案第30号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年4月1日に施行されることに伴い、同条例の一部を改正するものであります。

次に、12ページの議案第31号「平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」及び13ページの議案第32号「平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」の2議案について御説明いたします。

まず、平成29年度補正予算につきまして、お手元に配付の平成29年度尾鷲市一般会計補正予算書（第1号）及び予算説明書の1ページをごらんください。

今回の一般会計補正予算計上額は、歳入歳出それぞれ35万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億9,263万6,000円とするものであります。

3ページをごらんください。

歳入について御説明いたします。

17款繰入金、1項基金繰入金35万2,000円の増額は、今回の補正財源

として財政調整基金から繰り入れるものであります。

次に、歳出であります。

4 ページをごらんください。

3 款民生費、1 項社会福祉費 35 万 2,000 円の追加は、平成 29 年第 1 回臨時会でお認めいただきました、地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号の規定に基づく損害賠償等請求住民訴訟事件に係る弁護士費用 67 万 6,000 円のうち、着手金を除く費用でございます。

続きまして、平成 28 年度補正予算について御説明いたします。

お手元に配付の平成 28 年度尾鷲市一般会計補正予算書（第 7 号）及び予算説明書の 1 ページをごらんください。

今回の一般会計補正予算計上額は、歳入歳出それぞれ 4,553 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 102 億 4,730 万 1,000 円とするものであります。

3 ページをごらんください。

歳入について御説明いたします。

2 款地方譲与税から 10 款交通安全対策特別交付金までは、額の確定による増減であります。

14 款県支出金 474 万 1,000 円の減額は、補助対象事業費変更に伴う三重県再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金の減額であります。

4 ページをごらんください。

20 款市債 4,090 万円の減額は、対象事業費の確定による減額であります。

次に、歳出であります。

5 ページをごらんください。

2 款総務費、1 項総務管理費 8,124 万 1,000 円の増額は、基金積立金として財政調整基金に積み立てるものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費 35 万 2,000 円の減額は、平成 29 年度補正予算でも御説明させていただきました損害賠償等請求住民訴訟事件につきまして、判決確定が翌年度以降となることから、着手金を除く費用の減額であります。

2 項児童福祉費 3,472 万 5,000 円の減額は、保育所施設整備事業費の確定による減額であります。

5 款農林水産業費、2 項林業費 63 万 1,000 円の減額は、一般林道整備事業費の確定による減額であります。

続きまして、地方債補正について御説明いたします。

6ページをごらんください。

障害者支援施設整備事業ほか4事業につきましては、起債対象事業費の確定による借入限度額の変更であります。

以上をもちまして、議案第29号「尾鷲市市税条例の一部改正について」から議案第32号「平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」までの4議案についての御説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（真井紀夫議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の4議案は所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、付託されました議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において、最初に総務産業常任委員会を開催していただき、総務産業常任委員会終了後、生活文教常任委員会、生活文教常任委員会終了後、予算決算常任委員会を開催していただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

〔休憩 午前10時41分〕

〔再開 午前11時34分〕

議長（真井紀夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第7、議案第29号「尾鷲市市税条例の一部改正について」から日程第10、議案第32号「平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」までの計4議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました4議案につきましては、所管の常任委員会に付託を

して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会、南靖久委員長。

〔8番（南靖久議員）登壇〕

8番（南靖久議員） 私たち総務産業常任委員会に付託になりました議案第29号「尾鷲市市税条例の一部改正について」、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

先ほど、市長、副市長及び関係課長の出席を求め、詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査した結果、付託されました議案第29号は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。

議長（真井紀夫議員） 次に、生活文教常任委員会、中平隆夫委員長。

〔3番（中平隆夫議員）登壇〕

3番（中平隆夫議員） 私ども生活文教常任委員会へ付託されました議案第30号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」、委員会におけます審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本日午前10時55分より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第30号につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（真井紀夫議員） 次に、予算決算常任委員会、奥田尚佳委員長。

〔11番（奥田尚佳議員）登壇〕

11番（奥田尚佳議員） 私ども予算決算常任委員会へ付託されました議案第31号「平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第32号「平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」、以上2議案につきましては、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本日午前11時11分より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました2議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（真井紀夫議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(真井紀夫議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(真井紀夫議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第7、議案第29号「尾鷲市市税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(真井紀夫議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第30号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(真井紀夫議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第31号「平成29年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(真井紀夫議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第32号「平成28年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(真井紀夫議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、報告第4号「専決処分事項について(損害賠償の額の決定)」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告第4号につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) それでは、報告案件1件について御説明いたします。

議案書の14ページをごらんください。

報告第4号「専決処分事項について(損害賠償の額の決定)」につきましては、今月15日未明からの強風により、本市が矢浜地内に設置したカーブミラーが転倒し、民家の屋根瓦を損傷させたものであります。

このことについて、同月28日に損害賠償額を8万1,000円と決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上で、報告案件1件の説明とさせていただきます。

議長(真井紀夫議員) 以上で説明は終わりました。

これより報告第4号に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(真井紀夫議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、本日31日をもちまして御退任されます副市長、林幸喜氏より御挨拶があります。

副市長。

〔副市長（林幸喜君）登壇〕

副市長（林幸喜君） 尾鷲市の副市長をこのたび退任するに当たり、皆様にお礼の御挨拶をさせていただきます。

平成27年4月1日の就任以来2年間、常に尾鷲市にとって何がベストなのか、市民の皆さんに求められているのは何か、誰のため、何のためを考えながらこれまで突っ走ってきたような気がします。

その間、幾度となく議員の皆様方、市民の皆様方から、副市長、もっとしっかりせんかいとか、頑張れよという叱咤激励の言葉をいただきました。その都度、悩み、考え、今行っていることは尾鷲市にとってベストなのか、何をすればもっとよくなるのかということ常を常に自問自答しながら走ってきました。

しかし、現実には、なかなか課題解決には至らなかったものが多く、心残りで大変心苦しく思っているところです。

実は、尾鷲市の印象としてよく言われていることですが、私もここへ来る前に、情報発信が少ない、すぐれた農林水産品やその加工品、ほかにもいろいろな地域資源があるのにもったいない、もっとどんどん外へ情報発信をして、積極的にアピールすればいいのにと感じていました。

このことから、尾鷲のいいものを積極的に外に向かってアピールし、外部との交流を一層深めることで、地域の人々もさらに元気になり、尾鷲市の活性化につながるのではないかという思いで、就任以来、なるべく地域に入り込み、地域をもっとよくしていこうという市民や企業の皆さんの活動、そして、尾鷲市の情報などを積極的に外へ発信し、場合によっては、外から得た情報を関係者の皆さんに提供し、人と人とのつながり、特に外の人とのつながりを大切にすることを心がけてきました。

現在、国においては、民間活力を最大限に引き出すような施策に転換しつつあります。つまり、行政だけでなく、市民の皆さんや企業の皆さんの盛り上がりがあるところに重点投資を行うという地域間競争の時代になりつつあると私は思っております。

一方、尾鷲市でも、第6次尾鷲市総合計画で競争という概念を掲げています。つまり、市民の皆さんと行政、みんなで対話を行い、一緒になってそれぞれの強みを生かしながらアイデアを出し合い、つくり上げ、運営していくというものです。そして、そのベースになるものがおわせ応援団です。

尾鷲市に住んで改めてわかったことですが、尾鷲市は幸いなことに、おいしい

魚や尾鷲ヒノキ、素朴な港町の風景に熊野古道、そして、何ととっても、親切に対応してくれる地域の皆さんといった、豊かな自然と温かい人々という側面と、総合病院やスーパー、コンビニ、家電量販店、そして、郵便局、銀行といった便利な都市機能という側面の両方をあわせ持った非常に恵まれた環境にあると感じております。

この両面をあわせ持った地域というのは、日本全国を見てもそう数は多くありません。それを証明しているのが、空き家バンクの利用実績です。尾鷲市は三重県下でトップクラスです。これも尾鷲市により魅力を感じる人がよそに比べて多いということのあらわれだと考えております。

これらをもっともっと積極的に外へ向かってアピールし、外部との交流を一層深めることで、尾鷲のファン、尾鷲の応援団がふえ、民間活力もさらに活性化し、尾鷲はいい方向に向かうと信じています。そして、日本全国、いや、世界中のおわせ応援団の皆さんがそれぞれの強みを発揮し、力を合わせて進んでいけば、尾鷲市は日本全国の地域間競争でも必ず負けない、そういった足腰の強い地域になっていくと確信しております。

今回の退任に伴いまして、私は尾鷲を離れます。しかし、この2年間で完全に尾鷲のファンになってしまいました。これからも、おわせ応援団の一員として、仕事でもプライベートでも、ここ尾鷲市をしっかりと応援していきたいと思いますので、より積極的に前向きな情報発信、情報提供と外の人々との交流を期待しています。

最後になりますが、私の好きな言葉に、住んでよし、訪れてよしという言葉があります。住んでいる人も幸せに感じ、外からやってくる人も幸せに感じる、みんなが幸せに過ごせるまち、尾鷲市がそういった住んでよし、訪れてよしのまちになるよう、微力ではありますが、これからもしっかりと力を尽くしていきたいと思います。

これまでの間、議員の皆様方、市民の皆様方の御支援に対して心より感謝を申し上げます。また、岩田市長を初め職員の皆様方と一緒に汗を流したことをうれしく思います。2年間ありがとうございました。（拍手）

議長（真井紀夫議員） 御苦勞さまでございました。

林副市長におかれましては、県に戻られましても、当市の発展に御尽力いただきますよう、よろしく願いをいたします。

次に、3月末をもって退職される濱田市民サービス課長におかれましては、退

職後もお体を大切にいただき、市の発展に御協力いただきますようお願いいたします。本当に御苦労さまでございました。

市民サービス課長（濱田一志君） ありがとうございます。（拍手）

議長（真井紀夫議員） この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様、本日は年度末の慌ただしい時期に、また、大変お忙しい中、慎重なる御審議を賜り、まことにありがとうございました。本臨時会に提出いたしました「尾鷲市市税条例の一部改正について」を初めとする議案4件につきまして、原案どおり御承認賜りましたことに感謝を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、本臨時会の閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（真井紀夫議員） 本日1日、御苦労さまでありました。

これをもって平成29年第2回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時51分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 真 井 紀 夫

署 名 議 員 三 鬼 孝 之

署 名 議 員 村 田 幸 隆